

令和3年度 第1回 南島原市入札監視委員会 会議次第

開催日時	令和3年11月17日(水) 午後2時00分～午後4時10分
開催場所	南島原市役所 西有家庁舎 3階 大会議室
審議内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none">① 準用河川引無田川維持工事② 市道塘下線整備工事③ 平山農道2工区整備工事(橋梁下部工)④ 原河地区用排水路整備工事⑤ 南島原市多目的広場(仮称)整備工事(2工区)⑥ 南島原市防犯街路灯改修工事(2工区) 他1件⑦ 空池原地区流末排水路工事に伴う布設替工事 <p>3. 質疑案件</p> <ul style="list-style-type: none">① No.49～No.52は、類似工事として総合評価方式で実施されていますが、入札参加者は、お互いの加算点を知っているのでしょうか？ 特にNo.51において、同じ加算点の2業者の入札金額に不自然さを感じます。② 同一の業者で指名競争入札に入りながら不参加とは何故か、その理由は。 <p>4. その他</p> <p>5. 閉会</p>

<p>出席者 (委員)</p>	<p>委員長 梅本 義信 委員 中村 良治 委員 本田 博德 委員 岩本 公明</p>
<p>(南島原市)</p>	<p>副市長 山口 周一 総務部長 川島 進一</p> <p>総務部 管財契約課 課長 山崎 繁光 契約班長 敷島 和章 契約班 竹下 耕平</p> <p>建設部 建設課 維持防災班 近藤 啓司</p> <p>農林水産部 農村整備課 農地防災班長 濱田 秀人</p> <p>教育委員会 生涯学習課 課長 岡野 俊作 スポーツ振興班 金子 道和</p> <p>総務部 防災課 防災交通班長 林田 昭義</p> <p>環境水道部 上下水道課 課長 川村 義弘 企画整備班長 河合 金吾</p>

【議事】

意見・質問事項	回 答
<p>1. 開会</p> <p>2. 抽出案件の審査・質疑応答</p> <p>① 準用河川引無田川維持工事</p> <p>【抽出理由】</p> <p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 入札価格が低価格2者（失格）、高価格帯4者（内2者は超過）と上下に分かれた要因は。	<p>【担当課】 工事概要の説明</p> <p>【事務局】 入札方式及び結果等の説明</p> <p>【建設課】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本工事は土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等について統一的なものであるため、業者において積算が困難であったとは考えにくいと思われます。しかしながら、本工事が河川の補修工事であり、潮待工事となる事から、施工条件等が厳しい現場であったと思われます。・ その結果として、入札参加者7者のうち、手持工事があり工期内に竣工させる事が出来ないという理由で1者辞退、2者失格、2者予定価格超過となり、有効範囲内の2者においても、高い落札率となる応札がなされたものと推測しております。・ 失格の2者で、1者は金額が極端に低く、1者は最低制限価格ギリギリのところ積算され、結果として失格とされたが、落札意欲はあったのではないかと思います。・ また、高価格帯4者について、落札意欲は高くないものの、工事内容において利益が出ると思われる範囲での金額として応札した結果、高落札率となる応札がなされたものと推測しております。 <p>なお、超過の2者は、落札意欲が低かった可能性もございます。</p>

【委員】

- ・説明書の工事概要にある締切排水工や仮設道路、足場工などの 1 式で表示されている工種の内容は明示されていたのか。

- ・超過というのがおかしいと思う。

それと低価格となった理由が知りたいが、会社がどのように考えているかは分からないので、辞退を出してもらった方が発注者としてはいいと思う。

その辺も含めて観察・調査を行って、今後の対応をしていただきたい。

【管財契約課】

- ・予定価格や最低制限価格から大きな乖離で応札された業者に関しましては、今後の応札状況に応じて、選定方法を考えざるを得ないと思っております。

【建設課】

- ・積算内容も分かるように、参考資料として数量も明示しています。

② 市道塘下線整備工事

【抽出理由】

【委員】

- ・ 設計内容の見直しとは。

【委員】

- ・ 今回の設計見直しというのは、自主的にか、クレームがあったからか。

- ・ そういう事であれば、もう少し慎重に考えていけばこういう事にはならないと思う。

【委員】

- ・ 公告はしたけど、一旦引き取った。それで再設計して入札を初めて行ったという事でいいか。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【建設課】

- ・ 本工事は、市道の側溝整備及び舗装補修を行う工事でございます。
- ・ 見直し内容については、当初設計では落蓋式側溝（蓋つき鉄筋コンクリート側溝）を道路の両側に整備する事としておりましたが、周辺地域への騒音による環境影響等が考えられたため、側溝サイズを拡大し管渠型側溝を片側のみに布設する事で影響を最小限にする事といたしました。

また、本市道の先に多目的運動広場の建設が計画されており、大型バス等の往来による側溝の損傷防止及び側溝の縦断勾配が急なため、蓋の跳ね上げ等の管理上・安全上の問題についても見直しの一因であります。

さらに、多目的運動広場の建設工事と本工事の重複期間に係る工事車両等の通行についても考慮するため見直しを行いました。

【建設課】

- ・ 自主的に行いました。

【建設課】

- ・ そうです。

【委員】

- ・よく気付いたと思うが、どうして最初から分からなかったのかと思うところもある。その設計はコンサルに委託したものか。

- ・見直しの契機となったのを指摘したのは、どこか。

- ・自分達が管理している道路だから、将来如何にメンテナンスがしやすく、住民の苦情が少ないかを考えるべきである。今回、落蓋式を管渠型に変更するに至った事に気付いたから、入札をして気付くよりは良かったと思う。自分達が設計する気持ちで、コンサルからの成果物を受け取らないと、提出された物を無条件で受け取り、後からおかしいと気付くのではなく、発注時の設計方針及び納品時の検収を確実に行ってほしい。

【委員】

- ・失格が多いのは、ランダム係数の影響か。狭い範囲で競っているので、競争性は働いているように思えるが、単にランダム係数が高かったためか。

【建設課】

- ・コンサルに委託しました。

- ・課内での協議です。

【事務局】

- ・ランダム係数が1を超えているためと思われます。

③ 平山農道 2 工区整備工事（橋梁下部工）

【抽出理由】

【委員】

- ・ いずれもベテランの建設工事業社であり、本件整備工事につき積算方法もほぼ分かっていると思料されるのに入札業社 7 社のうち最低制限価格から金 600 万円を越える業社 1 社。金 380 万円を越える業社 2 社、金 280 万円を越える業社 1 社となっているが入札意欲を欠く金額ではないのか。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【農村整備課】

- ・ 本工事は土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等については統一的なものであります。落札率 89.87% となり、入札参加 7 業者のうち、有効入札が 4 者で予定価格と最低制限価格の範囲内で応札されております。
- ・ 本課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較・検証した結果、直接工事費においては、ほぼ近似値の金額となっており、各業者ともに適正な見積をなされ、積算に問題があったとは考えにくいと思われます。ただ、超過された 3 業者（最低制限価格から 600 万円超え 1 業者、380 万円超え 2 業者）と範囲内の 1 業者（最低制限価格から 280 万円超え）の諸経費においては、現場管理費や一般管理費の金額が高く入っており、範囲内の業者との差が出ています。
- ・ このような結果となった要因として、7 業者中 4 業者は、範囲内で積算され、落札意欲があったものと判断いたしますが、超過された 3 業者については、今回の工事が橋梁下部工事という河川も絡む特殊な工事であり、現場条件などに沿った諸経費等に係る見積りに誤りがあり、過大設計になったものと推測しております。

【委員】

- ・ 諸経費等、見積方法については、各業者に委ねられているのか。

- ・ 諸経費の内容とはどのようなものか。

【委員】

- ・ 諸経費は率計算で、土木一式工事なら土木で、河川工事なら河川維持工事となると思うが、そうした場合に入札価格が高い業者は率をプラスして掛けているのか。

- ・ 金額だけなら、逆算すると諸経費率が分かると思う。超過の 0. 数%は誤差の範囲内かと思うが、8%超えは本社経費以上でそれを超えて出すところが分からない。そこをどうしていくかを考える必要がある。

【農村整備課】

- ・ 我々が作成します設計書は同一で、各業者が縦覧設計書を基に積算される場合に現場条件を反映されて、直接工事費まではほぼ同額程度となっています。

ただ、本工事は橋梁下部工が主で、既存の橋を活かしながら、その横に増設するようなものとなりますので、技術的に経費がかかるのではなどと考えられて、あくまで推測ですが、現場管理費や一般管理費の積上げ方に差が出ているのではなかろうかと思えます。

- ・ 現場管理費、一般管理費、共通仮設費があります。

市の積算書において、共通仮設費は現場の準備などがあり、直接工事費の何%という率が決まっています。現場管理費は法定管理や出来高がどのくらいか、図面との整合性の把握などの経費であり、一般管理費は会社の運営など率は決まっていますが、それを計上して掛ける。それらを合計した部分が、工事価格となります。

【農村整備課】

- ・ 入札書に金額のみ入っている。

実際、業者がどのように考えられて、積算されたのかにつきましては図りかねる部分ではあります。

【委員】

・ 諸経費率は明示していて、その率を使用して下さいと言っている、後はプラスマイナスを自分で考えて下さいとすれば、どこを自分が見ているか分かる。ただ、そこまで強制できるかは分からない。

・ 以前行っていたのが、現場管理費の前までは正常に積上げなさい、現場管理費については何割以内なら許容範囲で、一般管理費は自由に設定して下さいというもので、それを行うと業者は儲けが少なくてもいいから、この仕事をしたいという事が分かる。現場管理費は最低限のしてほしいところがあるから、あまり削られると現場の管理に疑問が生じるので、切るのは現場管理費の一部と一般管理費からだと思う。業者の自主性もあり、難しい事は理解できるが、意識を変えて頂きたいと思うところである。

【副市長】

・ 基本的に定められた率で諸経費を掛けるから、何故そんなに金額が上がるのが分からないところである。

④ 原河地区用排水路整備工事

【抽出理由】

【委員】

- ・ 入札価格の有効札2者、他5者は超過している。
全体的に高止まりしており、制限付一般競争入札で超過が5者と多い理由は何か。

【委員】

- ・ 落札者以外のほとんどが予定価格を大幅に超えた額での入札であり、入札条件の理解、競争性の確保に疑念があります。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【農村整備課】

- ・ 本工事は土木一式工事として積算・発注しており、積算基準及び積算方法等については統一的なものであります。
落札率は95.21%となり、入札参加7業者のうち、有効入札が2者で予定価格と最低制限価格の範囲内で応札されております。
本課の積算書と業者から提出された工事費内訳書を比較・検証した結果、直接工事費において、有効入札の2業者はほぼ近似値の金額となっており、適正な見積をなされていますが、超過された5業者はバラツキが見られます。(7業者中4業者は適正な積算金額)
また、諸経費も同様に各業者にバラツキがあります。
- ・ 本工事は水路工事であり、重機等の進入路における仮設道路の設置などが必要な工事となっておりますが、現地の施工条件が悪い事が要因となり、積極的な応札が望めない場合もあります。
それが結果として予定価格を超える応札額に繋がっている要因の一つではなかったかと考えております。

【委員】

- ・まず、自分達のミスがないか検証を行うべきである。
もし業者の高い積算が正ならば、市の設計が苦しい積算であるという事があるかどうかを逆の意味で見たい。
- 発注者として、本当にこの設計条件で施工出来るのかをよく考えて頂きたいと思う。
- ・自分達が頭で考えている事と現場では違う場合があるから、業者が何にお金があるのかを現場で聴取して頂きたいと思う。
直接工事費までバラツキがあるというのはどういう事か。

【委員】

- ・直接工事費のうち、3業者が適正な見積をされた4業者と違うとありますが、どのくらい違うのか。

【委員】

- ・諸経費を高く計上する業者もいれば、低く計上する業者もいて、入札に参加しないとペナルティがあると思われるのか、会社としての信念が分からない。

【管財契約課】

- ・今後、委員ご指摘のようなランダム係数が高いが、業者の大半が超過するような案件については、業者からの疑義だけでなく、設計違算がなかったかを担当課にも依頼して検証してまいります。

【農村整備課】

- ・県より「現場に見合った額を積算しなさい」と指導を受けておりますので、現場の精査を含めて発注を考えていきたいと思っております。
- ・業者が持たれている積算ソフトの歩掛や条件の違いが影響しているかとは思いますが、ソフト開発が進み、100%に近い積算が出来ている状況ではありますが、開発メーカーによって若干の差が生じると考えております。

【事務局】

- ・農村整備課にある直接工事費の集計表にて説明。

⑤ 南島原市多目的広場（仮称）整備工事
（2工区）

【抽出理由】

【委員】

- ・ 入札業社7社のうち、4社が入札金額が同一金額となっている。不自然ではないか。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【管財契約課】

- ・ 総合評価落札方式（特別簡易型）は「技術力と入札価格を一体として評価する」ものであり、「最低制限価格制度は総合評価の性質上適用できない」と国等からの通知があったため、平成30年8月以降から新制度を導入した経緯がございます。
- ・ 従来の最低制限価格による入札は、最低制限価格を下回ったら失格となりますが、履行確実性評価方式は入札参加者の入札価格が履行確実性確保価格（設計額の90%）を下回った場合においても失格とはならず、履行確実性が低下するとして算出式により評価値に反映させ、入札金額や加算点等を含め、落札者を決定する方式です。
- ・ 本工事は土木一式工事の発注で特定建設業の許可を条件とし、市内Aランクの業者を対象とした総合評価落札方式の入札であり、委員長ご指摘のとおり、入札参加7業者中4業者は同一金額での応札となっております。
- ・ 履行確実性評価方式において、履行確実性評価価格に事前ランダム（1.000～1.001）、公開ランダム（1.000～1.01）をかけますが、評価価格から確保価格の範囲内の入札価格ならば評価値は一定となるため、その範囲内で最低金額となる確保価格を目指して積算されます。
- ・ 4業者が確保価格と同額で積算されているという事は、業者の適正な積算能力を示すものであり、同一金額となる事も不自然ではないと思われま。

【委員】

- ・加算点について、業者はどのような項目で評価されているという事を知っているのか。
- ・例えば発注する工事によって、この項目は高くなる、低くなるとかはないのか。
- ・加算点はずっと一緒と思うが、工事の内容において、何かで変えられないのかと思う。工事内容に長けた技術者を付ける等の業者にはプラスするとか、変動する要素があってもいいと思う。

【委員】

- ・自社の加算点は分かると思うが、他の業者の加算点もお互いに分かるのか。

【委員】

- ・特定の業種に長けた人を現場代理人で出せば、点数をプラスするとかすれば、誰が出てきたかはなかなか言わないでしょうから、そういう点で分かりづらいのではと思う。落札業者が抜けて、次に点数が分かった状態で入札が行われている状況が、入札金額にも影響している可能性があり、多少はバラけた方が同額応札も減ると思う。

【委員】

- ・加算点が0.5点刻みになっているが、もう少し細かく刻むという事は項目を増やすという事か。

【事務局】

- ・はい、知っておられます。
- ・ないです。
- ・1回落札したら、加算点が減る。最終的に落札されていない業者の加算点が高いので、そこでの差は出てきます。

【副市長】

- ・お互いに分かります。

【事務局】

- ・今の評価項目数は5項目ございます、元々の点数は20点満点ですが、評価値を出すために半分にして計算させていますので、満点であれば、加算点は10点となります。

【委員】

- ・ 10点と9点で1点でも加算点が違えば、全然違うと思う。入札金額で余程の間違いをしない限りは変わらない。

他業者の点数が分かっているならば、評価価格からどの程度まで入札金額を上げて、落札出来る事が数値的に分かると思うので、発注者としては高い金額で落札される事になる。

【委員】

- ・ 加算点の評価項目を追加して、極端に言えば0.1点刻みにするとか出来れば、多少は競争性も出てくると思う。

【副市長】

- ・ この場合、価格的には1番高い業者が落札した格好になっている。

- ・ 通常は年に2、3件程度なのですが、今回設計額が5,000万超の案件が8件と多く、この制度に疑問点が出てきたところでございます。

⑥ 南島原市防犯街路灯改修工事（2工区）
南島原市防犯街路灯改修工事（1工区）

【抽出理由】

【委員】

- ・ 工区分割したにもかかわらず、結果的に同一業社が落札しています。
1. 類似工事とされないのは何故でしょうか。
 2. 両工区とも辞退者等が多いが、特に No. 27 は 7 者中 2 者が辞退 他の 2 者は予定価格を大幅に超え、十分に競争原理が働いていないのではないのでしょうか。

【委員】

- ・ 2 つの工事を合わせれば 1 千万円程の工事となるが、1 工区と 2 工区に分割した理由は何か。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【管財契約課】

1. 2 つの工事の指名業者の 7 者中 2 者がそれぞれの案件で異なるため、類似工事の対象としておりません。
今後、分割発注するのであれば、同一業者を選定し、類似工事として発注できるように調整したいと考えております。
2. 超過の 2 者は、積算誤りか落札意欲が低かったのか推測はできませんが、失格の 1 者は、最低制限価格付近で応札され、落札意欲は高かったと思われます。
両工区の辞退理由としましては、「作業員確保が困難」や「技術者不足」、「他工事と重複」などがあり、事業担当課と発注時期等の協議を行い、極力辞退が発生しないように発注し、競争原理の確保に努めたいと考えております。

【防災課】

- ・ 分割発注した理由ですが、受注機会を増やすためでございます。

【委員】

- ・受注機会を増やすためとの事だが、結果的に1者が両工区を受注した形になった。回答にもあったように、2つの工事の指名業者を同じにして、類似工事として発注すれば良かったのではという気がする。2の質問については、前の案件で話した内容と同じである。

【委員】

- ・1工区と2工区は布津町のどこで区切っているのか。

【委員】

- ・受注機会を増やすのなら、案件毎に指名を全部換えるとかしてはどうか。
- ・そうなれば、類似工事の対象として2つの工事を取らせないとすべきである。最初の施策が有効となっていない、分割発注して2業者に取らせたいという趣旨がある訳だから、業者を2者入れ換えたとしても入札条件を類似工事として発注すべきだったと思う。
- ・業者選定としては、甘かった部分である。施策で分割するのであれば、施策で2者が取れるようにしなければならなかったという事である。当初の目的を達成するためには、設計から入札・契約までをどうすれば良かったかと考えて頂きたい。

【防災課】

- ・布津町の路線毎に振り分けて、2工区は海側の旧道付近で、1工区は国道より上の山側になります。

【副市長】

- ・電気という職種については、選定する対象業者が少ない。
- ・私達としては分割発注して類似工事としなくても競争原理が働くだろうという考えであった。

⑦ 空池原地区流末排水路工事に伴う
布設替工事

【抽出理由】

【委員】

- ・ 7社のうち4社が辞退しているのは何故か、その理由。

【担当課】 工事概要の説明

【事務局】 入札方式及び結果等の説明

【上下水道課】

- ・ 本工事は島原振興局発注の圃場整備に係る流末排水路工事に伴う補償工事であり、事前に振興局との協議で圃場整備工事が終わってから水道工事に入る段取りとなっておりました。入札時期（1回目：10月入札不落、2回目：11月入札（業者入替））についてはこの時期にならざるを得ませんでした。
- ・ 下記にあるとおり、本工事における業者の辞退理由を検証すると、「技術者及び作業員の確保が困難であること」が辞退の大きな要因と推測しております。（他に手持ちの工事がある＝人員が確保できない）

※1 回目：10月入札時（不落）の4社の辞退理由
（他3社超過）

- ・ A社：配置できる技術者がいない。
- ・ B社：手持ち工事が多く、工期も重なるため。
- ・ C社：技術者及び作業員の確保が困難である。
- ・ D社：人員配置の都合がつかない為。

※2 回目：11月入札時の4社の辞退理由
（他1社有効、超過、失格）

- ・ A社：配置する技術者の確保が困難であるため。
- ・ B社：作業員の確保が困難なため。
- ・ C社：手持ちの工事があり、工期内に工事を施工できないため。
- ・ D社：作業員の確保が困難な為。

【委員】

- ・ こういう事業は忙しかったという事か。
人員が足りないのは分かる、高齢化している状況がある。そう思って質問してみた。

【委員】

- ・ 1回目、2回目にある辞退理由は、業者に
どうして辞退したのか理由を聞いた上での
ものか。

【事務局】

- ・ そうです、ギリギリの技術者数で運営している状況です。

【上下水道課】

- ・ 入札辞退届の辞退理由を記載しております。

【事務局】

- ・ 辞退者は、辞退届を書面で提出する必要があります。

3. 質疑案件

【質疑内容①】

- ・ No. 49～No. 52 は類似工事として総合評価方式で実施されていますが、入札参加者は、お互いの加算点を知っているのでしょうか？
特に No. 51 において、同じ加算点の 2 業者の入札金額に不自然さを感じます。

【委員】

- ・ 先程の関連になってくるが、各業者で加算点の推測はされている、それが推測できる状況にあると理解したところである。
今回 4 本の総合評価の案件があるが、この類似工事も金額の大きい順から入札が行われており、結果的に 1 本目の金額が一番大きい工事を加算点の一番高い業者が落札され、2 本目は次に加算点の高い業者が落札されている。
3、4 本目ですが、次に加算点が高い業者が同じ点数で 2 者おられ、入札金額によって結果が変わってくる状況であり、予定価格には 4,000 万円程の大きな差があるが、その 2 者でそれぞれを落札されている。

【管財契約課】

- ・ 委員ご質問の「入札参加者は、お互いの加算点を知っているのか」という事ですが、過去に本市が実施した総合評価落札方式の入札案件や公表しております入札結果、工事成績評定結果などの情報により、業者で試算されているところもあると推測しております。

今後の公表方法につきましては、他業者の点数が推測できないような方法を県に指導を仰ぎながら検討していきたいと思っております。

- ・ No. 51 において、加算点と同じ 2 業者の入札金額ですが、各業者の端数整理の仕方で差があるのではないかと考えられます。

【委員】

- ・ 3本目の工事で、加算点が同じ2者（A、B社）のうち、A社は履行確実性確保価格から1,000円引いた金額で応札されている。確保価格から下回るという事は評価値が落ちるといふ事になるのに、そこを敢えて1,000円引き下げて不利な応札されている。B社は確保価格から4,000円高い金額で応札し、3本目を落札されており、4本目はA社が落札されている。そこがじっくりこずに、市はどのように考えておられるのか質問したところである。
- ・ 設計額は各業者ともに間違いなく積算されていると思う。それに90%をかけて、履行確実性確保価格を出されるが、落札しようとするならば、そこを下回らないようにするのが原則だと思う。
- ・ 総合評価落札方式は、加算点が高い業者の勝負となっているところが見られ、いろいろと問題もあるかとは思いますが、これから検討をして頂けたらと思います。

【事務局】

- ・ 1,000円単位での差というのは、敢えて1,000円下げられたのか、端数整理で落とされたのか、はっきりとは分かりませんが、私達は端数整理の間違いなのではないかと思っております。
- ・ 履行確実性確保価格から1,000円引いた金額で応札されていたA社と同額で応札された業者は他に2業者おられます。A社と同額の業者がいらっしゃらなかったら、疑問に思うかもしれませんが、3業者が同額となっておりますので、端数整理の問題なのかと思います。
- ・ 加算点の項目で「技術者に対する評価」の点数が高いので、そこを下げて他の項目を追加する事や先程ご指摘頂きました専門的な技術者の配置や地域貢献度なども含めまして、現在検討中でございます。

【質疑内容②】

- ・同一の業者で指名競争入札に入りながら不参加とは何故か、その理由は。

【委員】

- ・指名競争入札で入札執行通知書が来ていて参加しない、また不参加の理由を本人ではなく、知人に聞いたというところも不自然さを感じる。

- ・指名競争入札だから、欠席理由は確認すべきではないだろうかと思う。

【管財契約課】

- ・今回対象となった工事案件は 121 件あり、同一業者で不参加の入札結果があった案件は 14 件ございました。
その中で 6 業者が不参加という結果でしたが、どの業者も同日の指名された案件に不参加という事で、辞退届も出されていませんでした。入札に参加予定だったが、急用等の何かしらの理由で参加されなかったのではと推測しております。

- ・また 6 業者のうち、5 業者はその後の入札において、「参加」及び「辞退届の提出」を適正にされております。
1 業者に関しては、2 カ月連続で不参加だったため、入札後に本人ではありませんが、知人の方に聞いたところ、「県外の仕事を受注して不在にしていた」との理由を聞いた事もございます。

【事務局】

- ・辞退届を提出していらっしゃる業者につきましては、辞退の理由を明記して頂く事としております。
ただ、欠席につきましては何も届を出されませんので、その理由までは市としても把握しづらいところでございます。

【副市長】

- ・このような形で欠席される業者につきましては、一定のペナルティを与えるべきだとは考えております。

4. その他

5. 閉会

- ・ これを持ちまして、令和3年度 第1回
入札監視委員会を閉会いたします。